

入門 信託と信託税制

平成20年度研究部 信託チーム

では、平成20年度名古屋青年税理士連盟研究部、信託チームによる発表を行います。

今年の研究部のテーマは「事業承継」です。私たちは信託を活用した事業承継対策の研究を進めてまいりました。

今回の発表では、会員の皆さんにまずは信託というものを知っていただくということで、入門編の信託と信託税制についてご紹介させていただきます。

▼①

発表者

後藤 真弓 (中支部)

西浦 正徳 (中支部)

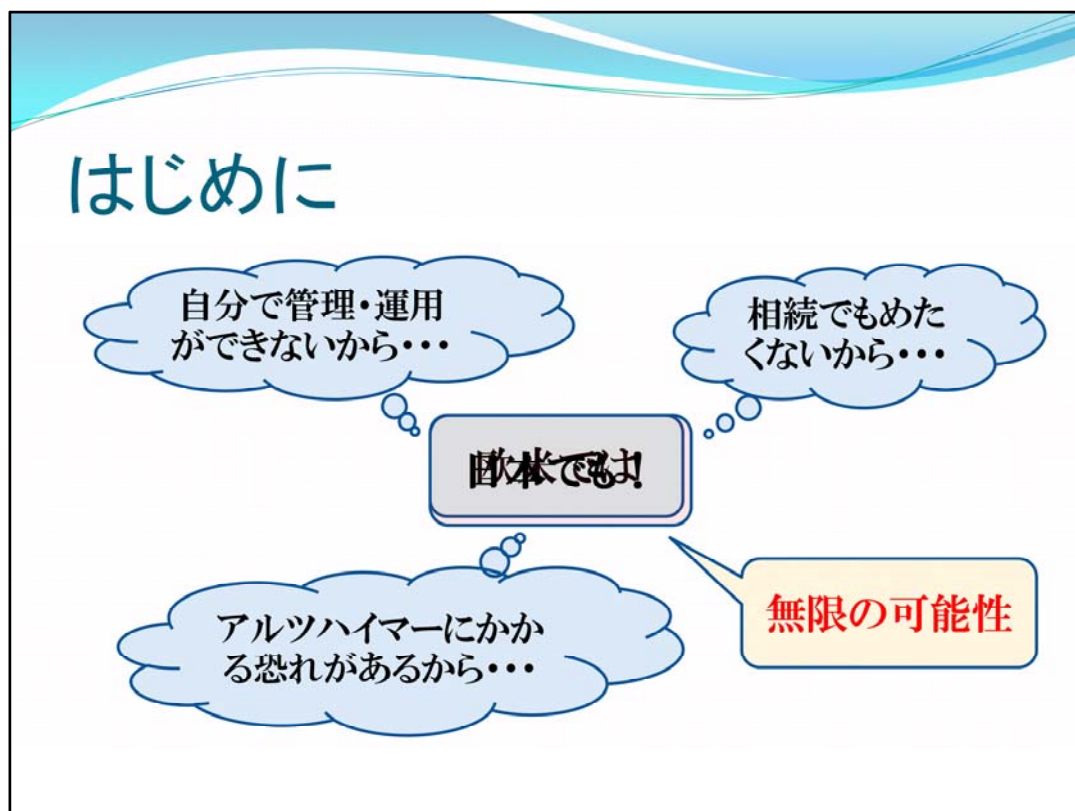
坂口 美穂 (半田支部)

小栗 大樹 (北支部)

発表させていただくのは、中支部の後藤真弓と西浦正徳、半田支部の坂口美穂、わたくし、北支部の小栗大樹の4人です。

慣れない発表ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

▼①



欧米では、企業が信託を利用するのはもちろん、個人では

▼①

「自分で財産の管理・運用ができないから...」とか

▼②

「自分がアルツハイマーにかかる恐れがあるから...」とか

▼③

「相続でもめたくないから...」などの理由から普通に信託が利用されているようです。

▼④

日本でも新しい信託法の改正により信託できる財産は土地や金銭だけでなく、財産価値のあるものの全てが利用可能で、企業再編や資金調達なども欧米と同様のスキームでできるようになり、

▼⑤

個人、法人を問わず無限のビジネスが創造可能となりました。

信託法改正に伴い税制も整備されたものの課題が残されているのが現状ですが、我が国の財産管理制度に大きな変革をもたらしたことは確かです。

我々の研究発表を通して信託についての理解を深めていただければと思います。

▼⑥

内容

1 信託

- ① 信託とは何か
- ② 信託の特徴
- ③ 信託の機能
- ④ 信託の設定
- ⑤ 自己信託

2 信託税制の基礎

- ① 信託税制
- ② 受益者等課税信託
- ③ 法人課税信託

ここで発表内容について簡単に説明させていただきます。

▼①

まず前半は、信託とは何かということを知っていただいた上で、信託の特徴及び機能についてご説明させていただきます。

次にどのようにして信託を設定するのかということで信託の設定方法について理解していただきます。そこでは、新信託法によって可能となった自己信託についても触れることとします。

そして、後半からは信託税制の基礎編をご説明させていただきます。

そこで信託税制の基本的な考え方をご説明し、その中でも受益者等課税信託、法人課税信託について理解を深めていただくという構成になっております。

では、本題に入りたいと思います。

▼②

信託とは何か

- 1 自分(委託者)の財産を、
- 2 信頼できる人(受託者)に譲渡して、管理や処分を任せ、
- 3 生ずる利益を指定した人(受益者)に渡すこと。

信託とは、文字通り「信じて託す」ことなのですが、

▼①

自分の財産を、

▼②

信頼できる人に譲渡して、管理や処分を任せて、

▼③

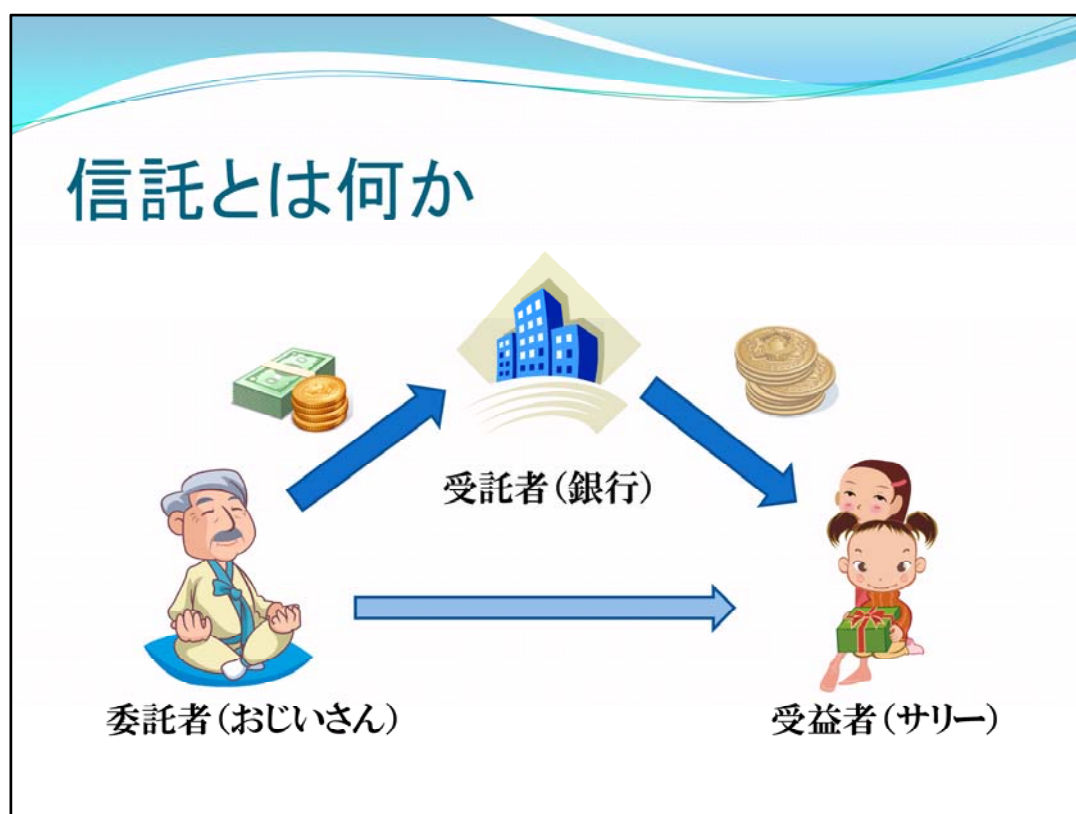
そこから生ずる利益を指定した人に渡すことをいいます。

委託者とは、どのような信託にするのかを決めて、財産を信託をする人をいい、

受託者とは、信託の目的にしたがって財産の管理処分し、利益を受益者に渡す人をいいます。

そして、受益者とは、信託の利益を受ける人のことをいいます。

▼④



では、言葉で言われただけでは、理解しにくいと思いますので、実際にイギリスの信託法の教科書に取り上げられている事例をご紹介しますことにしましょう。

▼①

そろそろ死期が近いと思っているおじいさんが、孫娘のサリーに10万ポンドをやりたいと思っています。

しかし、サリーはまだ2歳で、おじいさんとしては、直接、全額を与えたくないと思っています。

そのような時、おじいさんはサリーのために信託を設定するのです。

▼②

おじいさんは、取引銀行に、金銭を渡し、その金銭の使い方について指示を与えます。

どのような指示かといえば、

▼③

それを投資して、収入を積み立てていき、サリーが18歳になったときに、元本と収益とをサリーに与えるが、その間も、必要な養育費はサリーに与えるとともに、サリーが13歳になったら毎年1000ポンドはサリーに与えるという指示をするのです。

これが信託の基本形であり、他者に財産を移転するおじいさんを委託者、財産の移転を受ける者である取引銀行を受託者、そして利益を受けるサリーを受益者ということになります。

このように信託では、利益を稼ぐ人と利益を受ける人が異なります。

▼④



さらに、信託ではこんな使い方もあるということで、事業承継とは関係ありませんが、ちょっと面白い事例をご紹介します。

▼①

愛犬をこよなく愛するおばあさんは、自分が死んでしまったら、愛犬ポチの世話は誰がしてくれるのかと心配で仕方ありません。

そこで、信託の登場です。

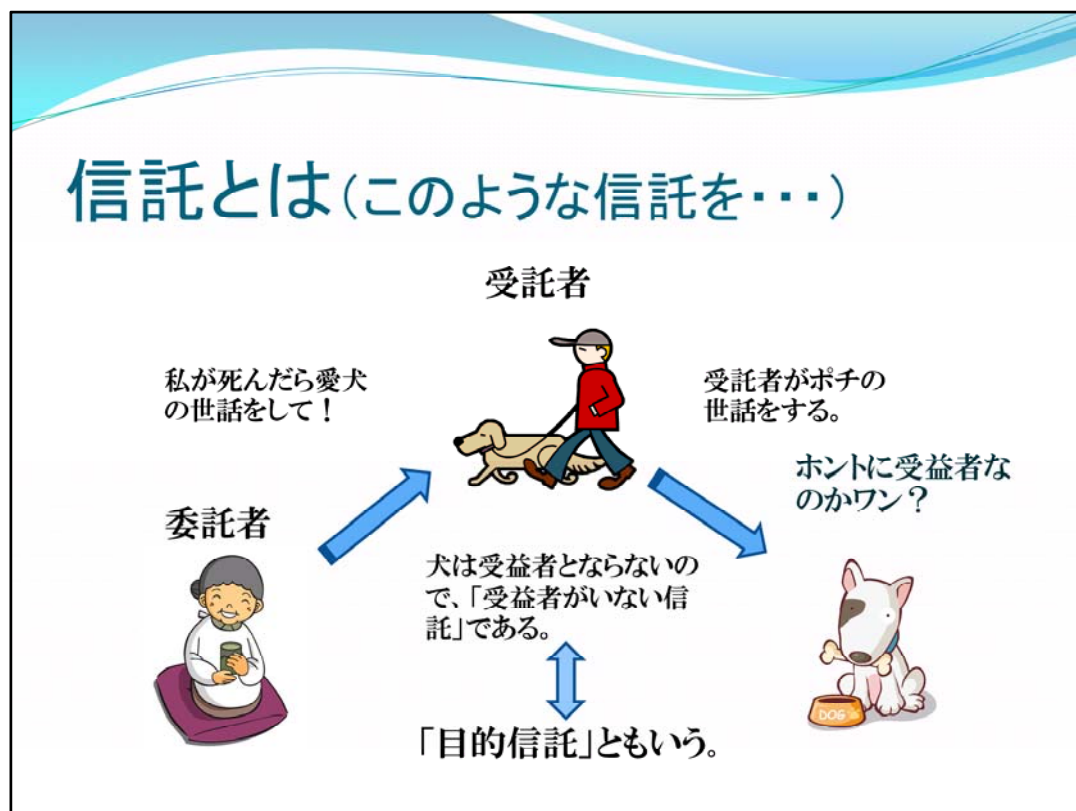
▼②

おばあさんは自分が死んでからは、ペット好きの友人に愛犬ポチの世話をしてもらい、ポチは快適な生活が保障されるという信託の設定をするのです。

▼③

そのような信託を設定しておけば、おばあさんは自分にもしものことがあったらどうしようと心配することなく、余生を過ごすことができるというものです。

▼④



信託の基本形はサリーちゃんの事例をご紹介したように、基本は受益者がいて、サリーちゃんのような受益者が利益を実際に得ることが可能です。

では、ポチはどうでしょうか。

ポチは、何不自由なくエサはもらえるし、散歩にも連れていってもらえます。夢のような生活がポチには待っているのです。

犬の世界では大いに利益を得ているのだから受益犬とでもいうかもしれません。

犬の世界に信託法が存在するか知りませんが、人間の世界ではそうはいきません。

▼①

犬は人ではありませんから受益者にならないのです。

つまり、このような信託は

▼②

「受益者がいない信託」となって、目的を達成するための信託ですので、

一般的に、「目的信託」とも呼ばれています。

▼③

信託の特徴

- 1 委託者から受託者に対して、対象財産権をその名義も含めて完全に移転させること
- 2 移転された目的財産を、受益者のために管理・処分するという制約を受託者に課すること

では、信託というものに慣れていただいたと思いますので、ここで、信託の特徴について、説明してきたいと思います。

まず、一つ目として、

▼①

信託を行いますと、委託者から受託者に対して、財産権が名義も含めて完全に移転することになります。

二つ目としては

▼②

その移転された財産権は、受益者のために、管理・処分するという制約を受託者が負うことです。

以上、この2点が信託の大きな特徴といえます。

▼③

信託の機能

財産管理機能

転換機能

倒産隔離機能

信託の特徴を簡単に理解していただいたと思いますので、次に信託が果たす機能について説明させていただきます

この機能の分類方法はさまざまな見解がありますが、一般的には、

▼①

「財産管理機能」

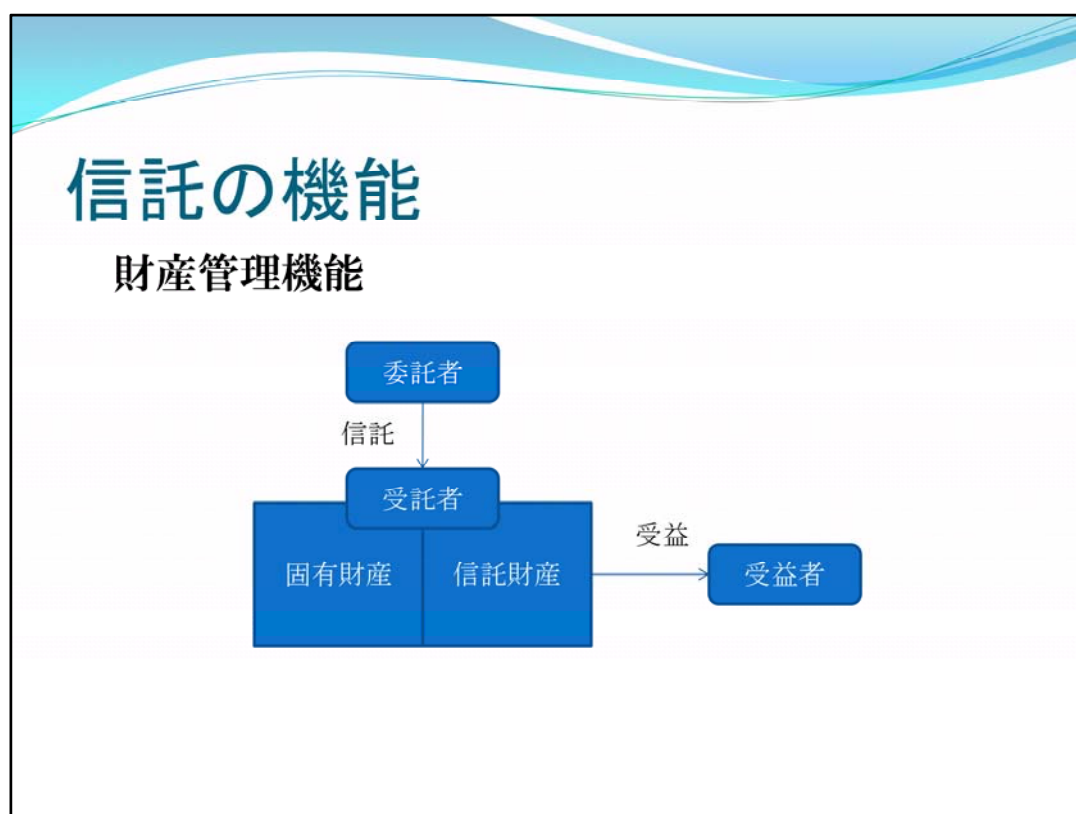
▼②

「転換機能」、そして

▼③

「倒産隔離機能」の3つがあります。

▼④



まず、一つ目の「財産管理機能」ですが、

▼①

委託者が財産を受託者に信託する場合には、先ほどご説明させていただいたように、その財産を受託者の名義として、管理処分権を引き渡し、その代わりとして受益権を得ます。

財産の管理処分権が受託者に与えられており、受託者は信託の目的に沿って管理・運用を行います。

なお、受託者は、信託された財産を、自らが所有している、従来からの固有財産と区分して管理・運用を行います。

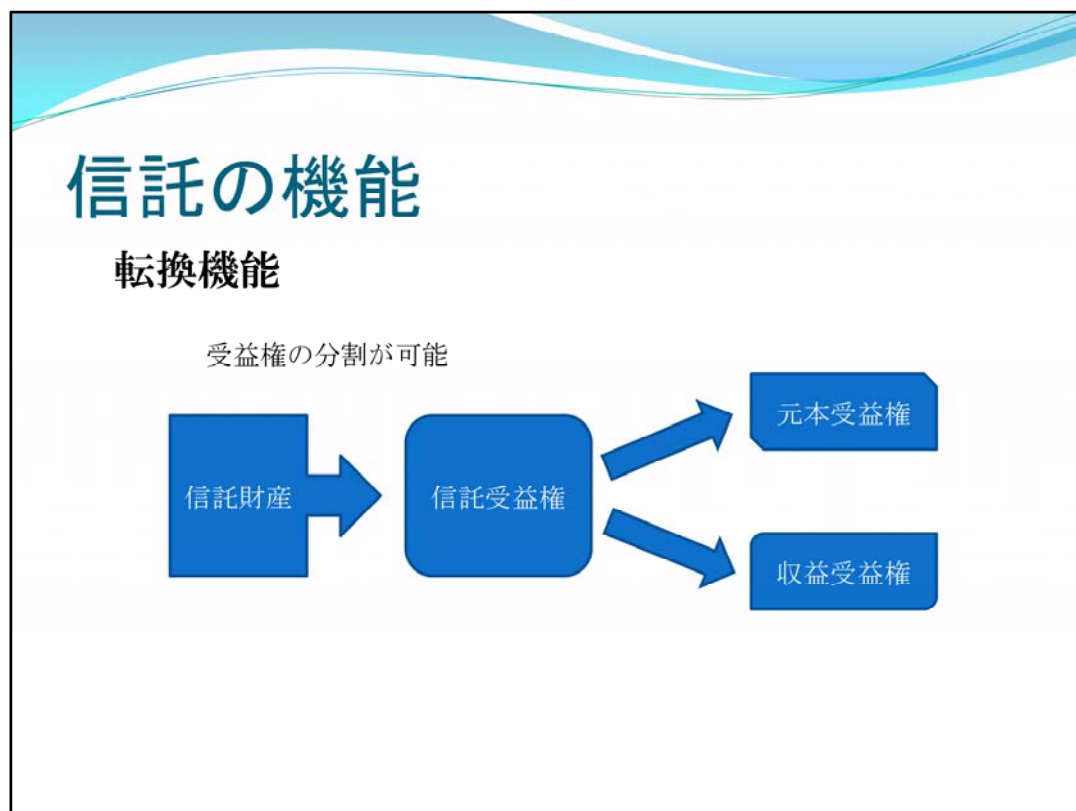
信託財産から運用され得られた利益は、

▼②

指定された受益者へ分配されます。

これを複数の委託者の信託財産を一括的に管理・運用している例として、「投資信託」を思い浮かべていただければ理解しやすいと思います。

▼③



二つ目の機能が、「転換機能」と呼ばれるものです。

▼①

財産権ないし財産権者についての状況を、その実質を保ったまま、財産権者の様々の目的追求に応じた形に転換することができますが、財産を信託したことにより

▼②

受け取った信託受益権を、「元本受益権」と「収益受益権」に分割することができます。

不動産の賃貸のケースを例にあげると、土地建物を受け取る権利と、不動産貸付から得られる収益のみを受け取る権利の2つに分けるというケースです。

通常であれば、土地建物とその土地建物から生まれる収益についても、同一人物が受け取りますが、信託では、このように元本と収益を分割することが可能となります。

▼③



そして、3つ目の機能が、「倒産隔離機能」です。

▼①

信託を設定すると、信託財産の所有権は受託者に移るので、

委託者の債権者は信託財産を差し押さえることができなくなります。

他方で、信託財産の所有権は受託者にあるものの、受託者の所有権は信託財産としての特殊な所有であることから、受託者の債権者もこれを差し押さえることができません。

さらに、受益者の債権者は、受益権を差し押さえることはできますが、信託財産を差し押さえることはできません。

▼②

まとめますと、信託を使うことにより、委託者・受託者・受益者の誰が倒産しても、信託財産への強制執行はできないことになりますね。

このような機能を一般的に「倒産隔離機能」と呼んでいます。

▼③

信託の設定するには？

- 1. 契約による方法
- 2. 遺言による方法
- 3. 自己信託による方法

では、実際にどのようにして信託を設定するのか見ていきましょう。

信託法に基づく信託の設定方法には、

▼①

契約による方法

▼②

遺言による方法

▼③

自己信託による方法の三つの設定方法があります。

一つ目の契約による方法とは、第三者との間で、その第三者に対して財産の譲渡、担保権の設定等、その目的の達成のために必要な行為を契約を交わすことにより設定する方法を言います。

二つ目の遺言による方法とは、第三者に対して財産の譲渡、担保権の設定等、その目的の達成のために必要な行為を遺言により行うことを言います。

▼④



三つ目の自己信託は、

▼①

自己の財産権を他人のために管理・処分することを宣言することによって、信託を設定することをいいます。

つまり委託者と受託者が同じ人物である信託をいいます。

ただし、この自己信託は、

▼②

公正証書等によって設定する場合など、確定日付のある証書や電磁的記録を用いて行う場合に、その公正証書等の作成によって効力が生じるものです。

この要式性を要求することで、自己信託の設定しようとするものがその債権者を詐害するために信託の設定の日付を遡らせる事を防ぐことができます。

▼③

信託の税制

受益者等課税信託

法人課税信託

集団投資信託

退職年金等信託

特定公益信託等

ここから信託の税制について見ていきます。

信託に対する税制は、信託の内容に応じて5種類の課税関係が用意されています。その5つは、受益者等課税信託、法人課税信託、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等です。

▼①

まず1つ目の受益者等課税信託は、以下の「法人課税信託」「集団投資信託」「退職年金等信託」「特定公益信託等」以外の信託をいいます。

この受益者等課税信託は、信託課税の原則となります。

▼②

2つ目の法人課税信託は、一定の要件に該当する信託で、受託者をあたかも法人とみなして課税するものです。

▼③

3つ目の集団投資信託は、合同運用信託や証券投資信託などをいいます。

▼④

4つ目の退職年金等信託は、厚生年金や国民年金の資金運用のための信託をいいます。

▼⑤

5つ目の特定公益信託等は、法人税法に規定する特定公益信託と社債等の振替等に関する法律に規定する加入者保護信託をいいます。

▼⑥

この5つの信託税制のうち今日は信託税制を理解するのに重要な受益者等課税信託と法人課税信託について説明します。

具体的な説明に入る前に、信託税制がなかったらどのような課税関係が生じるか考えてみましょう。

▼⑦



信託の設定があると、信託財産の所有権は、委託者から受託者へ移転します。

▼①

このとき、通常、受託者から委託者へ対価の支払いはされませんので、委託者から受託者へ信託財産が贈与されたことになります。

受託者は信託財産を運用し利益を得ます。

▼②

この利益は、信託財産の所有者であり運用者である受託者に帰属します。

したがって、この利益に対して税金を負担するのは、受託者になります。

▼③

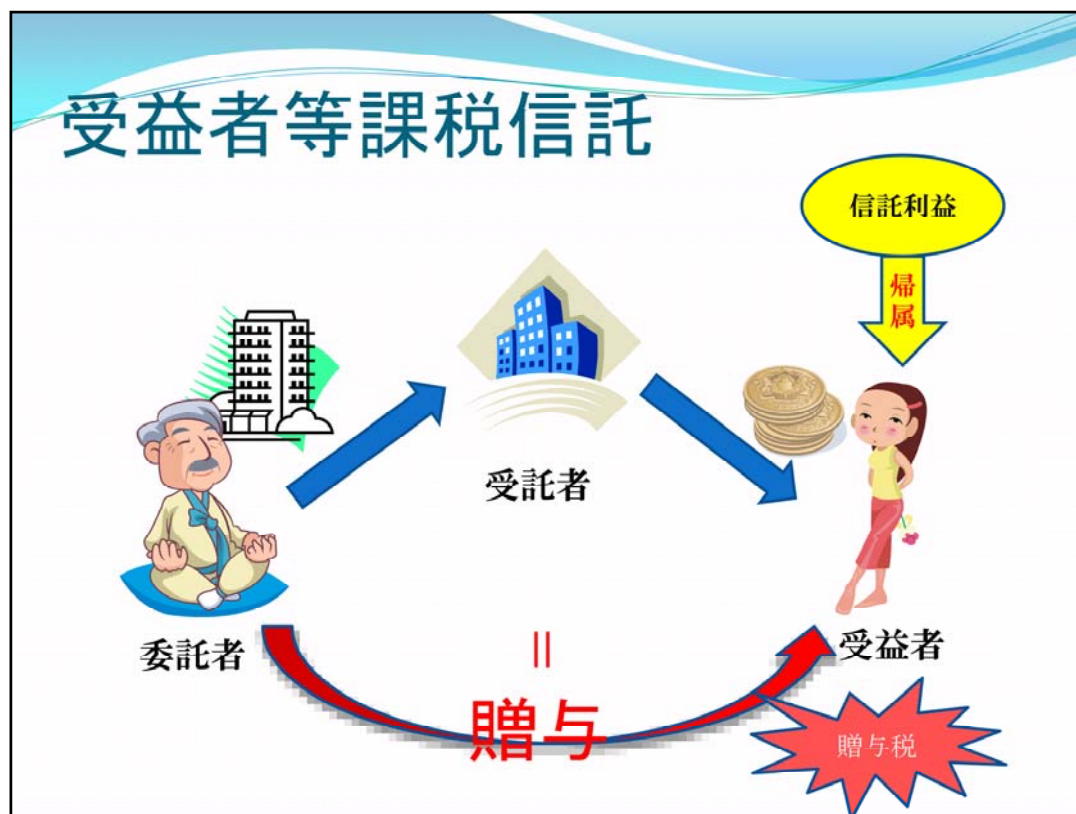
そして、受益者は受託者からこの運用利益の給付を受けますが、これは受託者から受益者に対する贈与になります。

▼④

これが、信託税制がなかった場合の課税関係です。

それでは、現在の信託税制の基本である受益者等課税信託では、どのような課税関係となるのでしょうか。

▼⑤



受益者等課税信託の課税関係は、実質的な利益享受者に対して課税されるように整理されています。

▼①

個人である委託者が、土地建物を信託会社に信託し、その信託の利益と信託終了時に土地建物を個人の受益者に給付するという信託を設定したとしましょう。

この場合の経済的効果としては、委託者が受益者に対して土地建物を贈与し、受益者は土地建物から生ずる利益を得るということと同じになります。

▼②

税制では、この実質的な経済的効果に着目し、信託の設定があった場合には、信託財産が委託者から受益者に対して贈与があったものとし、また、信託から生ずる損益は受益者に帰属することとしています。つまり信託期間中における信託利益については所得税課税がなされます。

もうひとつ例を挙げて説明しましょう。

▼③



今度は受益者が法人である場合を考えてみます。

▼①

個人の委託者が、土地建物を信託会社に信託し、その信託利益を株式会社に給付することとした場合です。

受託者が法人であった場合も基本的な課税関係は同じです。

当該信託設定時において、土地建物が委託者から受託者である株式会社に贈与により移転したものとされます。

そして、株式会社では、委託者から土地を時価で取得したものとして受贈益に法人税課税がなされます。

▼②

また、信託期間中における信託利益についても法人税課税がなされます。

▼③

受託者が個人の場合と違うのは、受益者が法人なので委託者にはみなし譲渡課税がされるということです。

▼④

受益者等課税信託(まとめ)

信託財産に属する資産及び負債

→ 受益者が有する

信託財産に帰せられる収益及び費用

→ 受益者に帰属する

受益者等課税信託による課税関係をまとめます。

信託財産に属する資産及び負債は、受益者が有するものとみなします。

したがって、法律上の権利帰属者の受託者には受贈益課税はなされません。

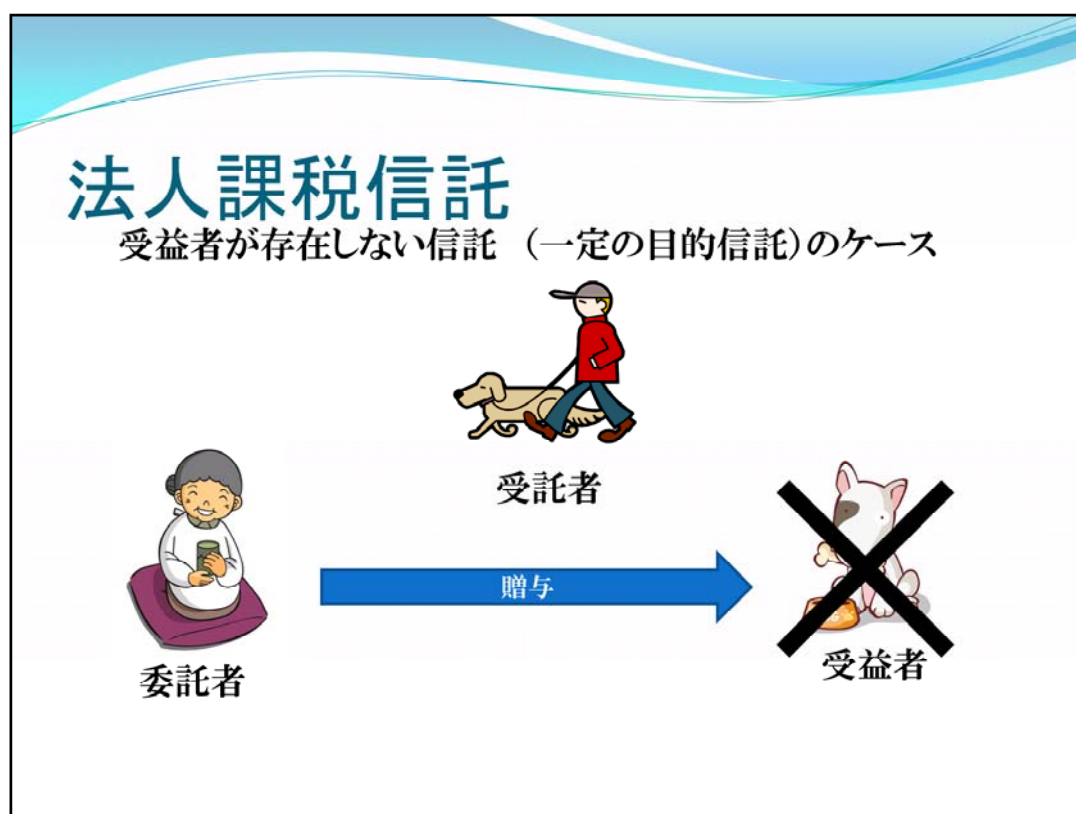
信託財産に帰せられる収益及び費用は、受益者の収益及び費用とみなされます。

したがって、信託財産の運用者である受託者には収益及び費用は帰属しません。

以上、受益者等課税信託の説明でした。

次に法人課税信託について説明します。

▼①



さて、ここで受益者等課税信託の応用編という事で、少し頭の体操をしてみましょう。

およそ15分32秒前に、愛犬ポチを受益者として、委託者が亡くなった後の世話を受託者にしてもらうための信託の例を紹介しましたが、

▼①

このポチの将来の世話のための目的信託の場合、受益者等課税信託による課税関係はどうなると思いますか？

愛犬ポチは人、つまり個人でも法人でもないため受益者になることができません。

▼②

この場合、受益者が存在しないため、受益者に課税する受益者等課税信託による課税方法は成立しなくなってしまう。

このような信託に対応するために、受託者を法人として、その受託者に対して信託財産に係る損益について法人税を課す方法を取る、法人課税信託という課税方法がつけられました。

▼③



法人課税信託は、受託者を法人として法人税を課税する制度です。

▼①

あたかも、委託者を株主または出資者、受託者を株式会社などの法人とみなして課税関係を整理していくものなのです。

法人課税信託が適用される信託を設定した場合には、原則として信託財産は委託者から受託者に対して出資があったものとみなされます。

ただし、受益者が存在しない信託の場合、先ほどの愛犬ポチに対する信託の設定の例も含まれますが、

▼②

この場合には、委託者から受託者に対する贈与があったものとされます。

信託財産から生ずる損益は受託者に帰属し、法人税が課税されます。

▼③

この法人税は受託者の固有財産に係る法人税とは全く別枠で、それぞれに計算されるので、受託法人の既存の損益と、信託財産から生ずる損益は通算されません。

受託者が個人である場合でも、その個人を法人とみなして同様に法人税を課税することになります。

▼④

法人課税信託(まとめ)

- 1 受託者は会社とみなす
- 2 財産の信託は出資とみなす
(受益者がいない信託は贈与)
- 3 信託財産に帰せられる資産及び負債
信託財産に帰せられる収益及び費用
→受託者に帰属する
ただし、固有資産等とは分離

ETC.....

法人課税信託のまとめをしてみましょう。

受託者は会社とみなします。

その受託者が、たとえ医療法人などのように会社でない法人の場合や、個人の場合であっても会社とみなされます。

財産の信託は、委託者から受託者に対する出資とみなされます。ただし、受益者がいない信託の場合は贈与があったものとされます。

信託財産に帰せられる資産及び負債、信託財産に帰せられる収益及び費用は、受託者に帰属します。

ただし、受託者固有の資産等とは分離して、それぞれ別の者とみなして法人税等の計算をします。

このほか、法人課税信託にはいろいろな規定がありますが、全て説明していると皆さんに夜までお付き合いしていただかなくてはなりませんので、残念ながらここでは割愛させていただきます。

▼①

法人課税信託

法人課税信託とされる信託

- 1 受益証券発行信託
- 2 受益者等が存しない信託
- 3 法人を委託者とする信託で一定のもの
(租税回避型のおそれのある信託)
- 4 投資信託(証券投資信託等を除く)
- 5 特定目的信託

最後に、法人課税信託の課税が適用される信託の種類のみご紹介します。

- 1 受益証券発行信託
- 2 受益者等が存在しない信託
- 3 法人を委託者とする信託で一定のもの
これは、信託を利用した租税回避が行われやすいスキームが設定された信託
と考えて下さい。
- 4 投資信託
これは、証券投資信託を除きます
- 5 特定目的信託

この様に、法人課税信託による課税が適用される信託には、5種類のものがあります。
本日は発表の持ち時間の関係上、これらの信託の詳しい説明は残念ながら割愛させていただきます。

しかし、この部分の理解を無くして信託税制を語ることはできませんので、みなさん頑張って、(タメ) 事務員さんに勉強させてください！
信託税制の理解は、皆さんの指導力にかかってますよ～。
税制を語ることはできませんので、みなさん頑張って事務員さんに勉強させてください。

▼①

終わりに

〔信託チームの仲間たち〕

石川 聡子(東支部)	小栗 大樹(北支部)
後藤 真弓(中支部)	坂口 美穂(半田支部)
田中 裕子(昭和支部)	木藤 忠大(半田支部)
西浦 正徳(中支部)	早川 功剛(中村支部)
春口 猛(中村支部)	藤崎 明子(中支部)
水野 貴文(千種支部)	

続きは小冊子で！

ここまで駆け足で信託制度の概要と、信託税制の基本をみてきました。

▼①

信託を利用すると、今までの方法とはひと味違った事業承継のスキームを作ることができます。企画力次第では、誰にも想像つかない斬新なプランニングができるかも知れません。

しかし、これだけは一つ肝に銘じておいていただきたい点があります。
それは、信託においては、あちらこちらに税制の落とし穴があるということです。

信託税制をしっかりと勉強して、信託が分かる税理士、信託が活用できる税理士へとスキルアップをして、これからの時代を生き残る糧として行きましょう！

▼②

なお、本日のパワーポイントの資料は、名古屋青年税理士連盟のホームページにありますので、必要な方は各自ダウンロードをしてください。

本日は、ご静聴ありがとうございました。